

排水設備工事に係る取扱要綱

平成 16 年 11 月 1 日発行

加除（さしかえ）表

○函館市下水道条例

(昭和49年1月7日)
条例第5号

沿革 昭和52年4月25日 条例第21号	平成2年3月22日 条例第11号	平成8年3月26日 条例第16号
昭和52年6月30日 条例第30号	平成4年3月24日 条例第11号	平成9年3月27日 条例第21号
昭和53年4月1日 条例第18号	平成4年12月17日 条例第45号	平成11年12月24日 条例第46号
昭和56年3月31日 条例第14号	平成5年12月22日 条例第47号	平成12年3月28日 条例第9号
昭和61年12月26日 条例第54号	平成7年3月22日 条例第13号	平成13年12月19日 条例第51号
平成元年12月20日 条例第42号	平成7年12月25日 条例第57号	

(趣旨)

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「政令」という。）その他の法令で定めるもののほか、市が設置する公共下水道の管理および使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (3) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (4) 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
- (5) 終末処理場 法第2条第6号に規定する施設をいう。
- (6) 処理区域 法第2条第8号に規定する区域をいう。
- (7) 未処理区域 法第2条第7号に規定する排水区域のうち処理区域を除いた区域をいう。
- (8) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備（水洗便所のタンクならびに便器およびこれに付随する屋内の排水管を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- (9) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (10) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (11) 使用者 下水を公共下水道に排出してこれを使用者をいう。
- (12) 水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。
- (13) 給水装置 水道法第3条第9項に規定する給水装置をいう。

(排水設備の計画の確認)

第3条 排水設備の新設、増設または改築（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置および構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、公営企業管理者（以下「管理者」という。）の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排水設備の工事の施行)

第4条 排水設備の新設等の工事は、管理者の指定する排水設備事業者が施行するものとする。

2 前項の排水設備事業者の指定および施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第5条 特定事業場から下水を排除する処理区域内の使用者は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。ただし、第6号または第7号に掲げる項目に係る水質の基準は、水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）第3条第1項の規定による環境省令（同条第3項）の規定による条例が定められている場合にあっては、当該条例を含む。）により定められた窒素含有量または燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される流域下水道に接続する公共下水道に排除される下水に係る水質について適用する。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5第1項第1号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超える9未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5第1項第6号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
- (7) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5第1項第7号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。

2 政令第9条の5第2項に規定する下水に対する前項の規定の適用については、同項に規定する項目のうち、次の各号に掲げる項目（第5号または第6号に掲げる項目に係るものにあっては、同項ただし書に規定する下水に係るものに限る。）に関しては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5第2項第1号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5.7を超える8.7未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質量 1リットルにつき300ミリグラム未満
- (5) 窒素含有量 1リットルにつき150ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5第2項第5号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
- (6) 燐含有量 1リットルにつき20ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5第2項第6号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。

3 特定事業場から排除される下水に係る第1項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前2項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

- (1) 第1項第1号、第6号または第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水または当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域または海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、または同法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合にあっては、同項第1号、第5号または第6号に定める基準）より緩やかな排水基準が適用されるとき。
- (2) 第1項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合における同項第2号から第4号までに掲げる項目に係る水質にあっては、当該各号に定める基準）より緩やかな排水基準が適用されるとき。

（除害施設の設置）

第5条の2 次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除する使用者は、除害施設を設けなければならない。

- (1) 温度 45度未満
(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超える9未満
(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
　ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
　イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
(4) 沢素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

第5条の3 次の各号に掲げる物質または項目に関し、それぞれ当該各号に定める基準に適合しない水質の下水（水洗便所から排除される汚水および法第12条の2第1項または第5項の規定により処理区域内の公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除する処理区域内の使用者は、除害施設の設置その他必要な措置をしなければならない。ただし、第8号または第9号に掲げる項目に係る水質の基準は、水質汚濁防止法第3条第1項の規定による環境省令により、または同条第3項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量または磷含有量についての排水基準がその放流水について適用される流域下水道に接続する公共下水道に排除される下水に係る水質について適用する。

- (1) 政令第9条の4第1項各号に掲げる物質 政令第9条の8各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準
(2) 温度 45度未満
(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5第1項第1号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
(4) 水素イオン濃度 水素指数5を超える9未満
(5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
(6) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

- ア 鉛油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下。ただし、政令第9条の9第1項第3号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
- イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下。ただし、政令第9条の9第1項第3号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
- (8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満。ただし、政令第9条の9第1項第4号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
- (9) ^{りん}磷含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満。ただし、政令第9条の9第1項第5号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
- 2 政令第9条の9第2項に規定する下水に対する前項の規定の適用については、同項に規定する項目のうち、次の各号に掲げる項目（第6号または第7号に掲げる項目に係るものにあっては、同項ただし書に規定する下水に係るものに限る。）に関しては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める基準とする。
- (1) 温度 40度未満
- (2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125ミリグラム未満。ただし、政令第9条の9第2項第2号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
- (3) 水素イオン濃度 水素指数5.7を超え8.7未満
- (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満
- (5) 浮遊物質量 1リットルにつき300ミリグラム未満
- (6) 窒素含有量 1リットルにつき150ミリグラム未満。ただし、政令第9条の9第2項第6号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
- (7) ^{りん}磷含有量 1リットルにつき20ミリグラム未満。ただし、政令第9条の9第2項第7号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
- 3 前2項の規定により除害施設を設けなければならない者は、あらかじめ除害施設の設置計画を管理者に届け出なければならない。
- (し尿排除の制限)
- 第6条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、処理区域内においては水洗便所により、未処理区域内においてはし尿浄化槽を有する水洗便所によらなければならない。
- (使用の開始等の届出)
- 第7条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、もしくは廃止し、または休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合はこの限りではない。
- (悪質下水排除の開始等の届出)
- 第8条 使用者は、処理区域内において、生物化学的酸素要求量もしくは化学的酸素要求量1リットルにつき200ミリグラムまたは浮遊物質量1リットルにつき200ミリグラムを超える水質の下水（水洗便所から排除される汚水を除く。以下「悪質下水」という。）の排除を開始しようとするときは、あらかじめ当該悪質下水の量および水質を管理者に届け出なければならない。

附 則 (平成11年12月24日条例第46号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、平成12年4月以後の月分として徴収する使用料について適用し、同年3月までの月分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月28日条例第9号抄)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年12月20日条例第71号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項および第3項ならびに第5条の3第1項ただし書の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

別記第11号様式（第12条関係）

下水道占用許可（許可事項の変更許可）申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長 様

申請者 住 所
氏 名 印

次のとおり下水道の占用の許可（許可事項の変更許可）を受けたいので申請します。

占 用 の 区 分	地 上	地 下	空 中
占 用 の 目 的			
占 用 の 期 間	年	月	日 から
	年	月	日 まで
占 用 の 場 所	函 館 市	町	丁 目 (番地) 番 号
占 用 の 面 積	面 積	m ²	
	幅	m	
	長 さ	m	
占 用 に 伴 う 工 事 施 設 の 有 無	有	無	

注 許可事項の変更許可の場合にあっては、変更の内容を記載すること。

○函館市水道局指定排水設備工事業者に関する規程

沿革 昭和12年1月31日 規程第2号
昭和12年3月31日 規程第7号

(平成8年7月24日)
規程第5号

函館市水道局指定排水設備工事業者に関する規程（平成6年函館市水道局規程第16号）の全部を改正する。

目 次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定業者（第3条～第16条）
- 第3章 責任技術者（第17条～第23条）
- 第4章 補則（第24条）

附 則

第 1 章 総 则

（趣 旨）

第1条 この規程は、函館市下水道条例（昭和49年函館市条例第5号。以下「条例」という。）第4条第2項の規定に基づき、排水設備工事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理者の指定する排水設備工事業者）

第2条 条例第4条第1項に規定する公営企業管理者（以下「管理者」という。）の指定する排水設備工事業者は、函館市水道局指定排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）とする。

第 2 章 指 定 業 者

（責 務）

第3条 指定業者は、排水設備の新設、増設または改築の工事（以下「排水設備工事」という。）の施行に当たっては、条例、函館市下水道条例施行規程（平成6年函館市水道局規程第15号。以下「施行規程」という。）およびこの規程を遵守するとともに、管理者の指示に従わなければならない。

2 指定業者は、排水設備工事の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

3 指定業者は、排水設備工事の契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。

4 指定業者は、自ら排水設備工事を施行するものとし、一括して第三者に請け負わせてはならない。

5 指定業者は、自己の名義を他人に使用させてはならない。

6 指定業者は、排水設備工事の施行に当たっては、管理者が定める施工基準に基づき、善良な注意をもって行わなければならない。

7 指定業者は、第17条第2項に規定する業務を自己の雇用する排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）以外の者に行わせてはならない。

8 指定業者は、その使用人または請負人の行為についても、この規程に規定する責めを負わなければならない。

(計画の確認等)

第4条 指定業者は、排水設備工事を施行しようとするときは、当該排水設備工事に係る排水設備の計画について、条例第3条の規定による管理者の確認を受けなければならない。

2 指定業者は、排水設備工事の完成後、管理者の検査を受けるときは、責任技術者を立ち会わせなければならない。ただし、管理者が責任技術者を立ち会わせる必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 指定業者は、前項の検査の結果、工事が不完全であるとされた場合は、管理者の指定する期間内に改善の工事をし、再度管理者の検査を受けなければならない。

(工事の改修等)

第5条 指定業者は、排水設備を使用者に引き渡した後1年以内に生じた故障については、無償で修理しなければならない。ただし、その故障が天災その他不可抗力または使用者の責めによるときは、この限りでない。

(報 告)

第6条 管理者は、必要があると認めるときは、指定業者に対し、排水設備工事の業務状況その他について報告を求めることができる。

(指定の要件等)

第7条 指定業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 北海道内に事業所を有していること。
- (2) 第19条第2項の規定により登録を受けた責任技術者が専属していること。
- (3) 工事の施行に必要な設備、器材等を有していること。

(欠格事由)

第8条 次の各号の一に該当する者は、指定業者になることができない。

- (1) 第14条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (2) 第23条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ない者
- (5) 排水設備工事の業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (6) 法人の場合にあっては、その役員のうちに前各号の一に該当する者がいるもの

(指定の申請)

第9条 指定業者の指定を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書に次に掲げる書類を添付

して管理者に申請しなければならない。

- (1) 個人の場合にあっては、住民票の写しまたは外国人登録原票記載事項証明書および第8条第4号に該当しないことを証する書類
- (2) 法人の場合にあっては、商業登記簿謄本、定款の写しおよび代表者に関する前号に定める書類
- (3) 専属する責任技術者の名簿および雇用関係を証する書類
- (4) 工事の施工に必要な設備および器材を有していることを証する書類
- (5) その他管理者が必要と認める書類

(指 定 等)

第10条 管理者は、前条の申請があったときは、当該申請をした者が第7条に規定する指定の要件を具備しているかどうかを審査し、具備していると認めたときは、これを指定業者として指定する。

2 指定業者の指定の有効期間は、指定の日から指定の日から起算して5年を経過した日の属する年（当該5年を経過した日が1月1日から3月31日までの日に当たるときは、当該5年を経過した日の属する年の前年）の3月31日までとする。

3 管理者は、指定業者を指定したときは、当該指定業者に別記第2号様式の指定書を交付するものとする。

(指定の更新の申請)

第11条 指定業者は、前条第2項の期間満了後も引き続いて指定業者の指定を受けようとするときは、その期間が満了する日の30日前までに、第9条の申請をしなければならない。

(変更等の届出)

第12条 指定業者は、次の各号の一に該当したときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 営業を廃止したとき。
- (2) 排水設備工事の業務を廃止したとき。
- (3) 経営者（法人にあっては、その代表者）を変更したとき。
- (4) 組織を変更したとき。
- (5) 名称を変更したとき。
- (6) 事業所を移転したとき。
- (7) 責任技術者に異動があったとき。
- (8) その他管理者が必要と認めるとき。

2 前項の場合において、管理者は、必要があると認めるときは、届出事項を証する書類の提出を求めることができる。

(指定の失効)

第13条 指定業者は、次の各号の一に該当したときは、指定の効力を失う。

- (1) 営業を廃止したとき。

- (2) 排水設備工事の業務を廃止したとき。
 - (3) 第7条各号に掲げる指定の要件を欠くこととなったとき。
 - (4) 第8条各号に規定する欠格事由に該当したとき。
- (指定の取消しおよび停止)

第14条 管理者は、指定業者が次の各号の一に該当する場合は、当該指定を取り消し、または6月を超えない期間を定めて指定の効力を停止することができる。この場合において、指定業者に損害を生じても、管理者はその責めを負わない。

- (1) 排水設備工事の業務に関し、不誠実な行為がある等管理者が指定業者として不適当と認めたとき。
 - (2) 不正の手段により指定業者の指定を受けたとき。
 - (3) 条例、施行規程およびこの規程の規定に違反したとき。
- (指定書の返納)

第15条 指定業者は、次の各号の一に該当したときは、速やかに指定書を管理者に返納しなければならない。

- (1) 指定期間が満了したとき。
 - (2) 第13条の規定により、指定が失効したとき。
 - (3) 前条の規定により、指定を取り消され、または指定の効力を停止されたとき。
- (公示)

第16条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度これを公示するものとする。

- (1) 指定業者の指定をしたとき。
- (2) 指定業者から排水設備工事の業務の廃止、休止、または再開の届出があったとき。
- (3) 指定業者の指定を取り消したとき。
- (4) 指定業者の指定の効力を停止したとき。

第3章 責任技術者

(責任技術者)

第17条 責任技術者は、日本下水道協会北海道地方支部の排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施要綱の規定による排水設備工事責任技術者の資格（以下「資格」という。）の認定を受けた者であって、第19条第2項に規定する登録を受けたものとする。

- 2 責任技術者は、指定業者に所属し、排水設備の設計および工事の監督を行う。
- 3 責任技術者は、前項の業務を行うに当たり条例、施行規程およびこの規程を遵守するとともに、管理者の指示に従わなければならない。
- 4 責任技術者は、自己の所属する指定業者に係る業務以外の業務を行ってはならない。

(欠格事由)

第18条 次の各号の一に該当する者は、責任技術者となることができない。

- (1) 第23条の規定により、責任技術者の登録を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ない者

(登録等)

第19条 責任技術者の登録を受けようとする者は、別記第4号様式の申請書に次に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。

- (1) 市町村長の発行する身分証明書
 - (2) 写真（縦3.5センチメートル、横2.5センチメートルの大きさのもの）
 - (3) その他管理者が必要と認める書類
- 2 管理者は、前項の申請があったときは、当該申請をした者を排水設備工事責任技術者登録簿に登録するものとする。
- 3 責任技術者の登録の有効期間は、登録の日から資格の有効期間が満了することとされている日までとする。
- 4 責任技術者は、前項の期間満了後も引き続いて責任技術者の登録を受けようとするときは、その期間が満了する日の30日前までに、管理者に登録の更新について申請しなければならない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、責任技術者の登録の更新について準用する。
- 6 責任技術者は、登録事項に変更があったときは、速やかに管理者に届け出て、当該登録事項の訂正を受けなければならない。

(講習)

第20条 管理者は、必要があると認めるときは、責任技術者に対し講習を行うことができる。

(責任技術者証)

第21条 第19条第2項の登録を受けた者が指定業者に所属するときは、当該者に別記第5号様式の排水設備工事責任技術証（以下「責任技術者証」という。）を交付するものとする。

- 2 責任技術者証の交付を受けた責任技術者は、責任技術者証の記載事項に変更があったときは、速やかに管理者に届け出て、当該記載事項の訂正を受けなければならない。
- 3 責任技術者は、その業務に従事する場合は、責任技術者証を携帯しなければならない。
- 4 責任技術者は、次の各号の一に該当したときは、速やかに責任技術者証を管理者に返納しなければならない。
- (1) 登録の有効期間が満了したとき。
 - (2) 第23条の規定により登録を取り消され、または業務の停止を命ぜられたとき。

(登録の抹消)

第22条 管理者は、責任技術者の登録を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、その登録を抹消しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第18条第2号または第3号に該当するに至ったとき。
- (3) 次条の規定により登録を取り消されたとき。

(登録の取消しおよび業務の停止)

第23条 管理者は、責任技術者が次の各号の一に該当すると認めた場合は、その登録を取り消し、また6月を超えない期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

- (1) 業務の成績が著しく不良であるとき、または業務に関して不適当な行為をしたとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により、登録を受けたとき。
- (3) 第21条第1項に規定する責任技術者証を他人に譲渡し、もしくは貸与し、または改ざんしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により業務に従事できないとき。
- (5) 条例、施行規程およびこの規程の規定に違反したとき。

第4章 補 則

(委任)

第24条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成8年8月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に改正前の函館市水道局指定排水設備工事業者に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為で、この規程の施行の際、現に効力を有するものは、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この規程の施行の際、現に改正前の規程の規定により責任技術者および技能者の登録を受けてい る者は、この規程の施行の日から平成10年3月31日までの間は、第19条第2項の規定により責任技術者の登録を受けた者とみなす。
- 4 改正前の規程第16条第1項の規定により交付された責任技術者証は、第21条第1項の規定によ り交付された責任技術者証とみなす。
- 5 この規程の施行前に施行した排水設備工事については、改正前の規程第11条の規定は、なおその 効力を有する。

附 則 (平成12年1月31日規程第2号)

- 1 この規程は、平成12年2月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の函館市水道局指定排水設備工事業者に関する規程（以下「旧

規程」という。) 第10条第1項の規定により指定を受けている函館市水道局指定排水設備工事業者に係る欠格事由および指定の有効期間については、改正後の函館市水道局指定排水設備工事業者に関する(以下「新規程」という。)第8条および第10条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規程の施行の際現に旧規程第19条第2項の規定により登録を受けている排水設備工事責任技術者に係る欠格事由については、新規程第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月31日規程第7号)

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者に関するこの規程による第8条第4号、第18条第3号および別記第1号様式の改正規定の適用については、なお従前の例による。

別記第1号様式（第9条関係）

函館市水道局指定排水設備工事業者指定申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長 様

函館市水道局指定排水設備工事業者の指定を受けたいので申請します。

申 請 者	名 称		
	代 表 者 名	電話 ()	印
	事業所所在地	電話 ()	

添付書類

- 1 個人の場合は、住民票の写しまたは外国人登録原票記載事項証明書および成年被後見人もしくは被保佐人または破産者でないことを証する書類
- 2 法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写しおよび代表者に関する前項に定める書類
- 3 専属する責任技術者の名簿および雇用関係を証する書類
- 4 工事の施工に必要な設備および器材を有していることを証する書類
- 5 その他管理者が必要と認める書類

別記第2号様式（第10条関係）

函館市水道局指定排水設備工事業者指定書

年 月 日

函館市公営企業管理者

水道局長

印

指 定 番 号	年度 第 号
住 所 (所 在 地)	
氏 名 (名称および 代表者の氏名)	
指 定 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

別記第3号様式 削除

別記第4号様式（第19条関係）

排水設備工事責任技術者登録（更新）申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長様

住 所

申請者 氏 名 印

生年月日 年 月 日

排水設備工事責任技術者の登録（更新）を受けたいので申請します。

登録番号 第 号（更新の場合のみ）

勤務先 所在地

名 称

電 話 局 番

業務を行う市町村

添付書類

- 1 市町村長の発行する身分証明書
- 2 写真（縦3.5センチメートル、横2.5センチメートルの大きさのもの）
- 3 その他（ ）